23 日獣発第 245 号
平成 23 年 10 月 31 日

地方獣医師会会長　各 位

社団法人　日本獣医師会
会　長　　山　根　義　久
（公印及び契印の押印は省略）

獣医師法第 16 条の 2 第 1 項の規定に基づき農林水産大臣の指定する診療施設を指定する件（告示）の一部改正について（通知）

平成 23 年 10 月 20 日付け 23 消安第 3426 号をもって、農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課長から別添写しのとおり通知がありました。

このたびの通知は、獣医師法（昭和 24 年法律第 186 号）第 16 条の２第１項の規定に基づく農林水産大臣の指定する診療施設の指定が別記のとおり改正され、別添のとおり告示の一部が改正されたので、本会会員への周知を依頼されたものです。

今回の改正は、これまで単独で指定を受けていた島根県農業共済組合連合会出雲家畜診療所が、共同で指定を受けたことに伴うものです。共同指定を受けることにより、症例数や指導獣医師数の増加を図り、指定施設の充実化を図ったとされているほか、診療所の統廃合や移転等に伴う削除や施設名・所在地等の変更がなされています。

告示の一部改正について貴会関係者に周知するとともに、獣医師の卒後臨床研修制度の一層の整備・推進のため、臨床研修診療施設の指定申請の奨励等、貴会関係者に対する積極的な対応をお願いします。

本件内容の問合せ先
日本獣医師会事業担当　長野
TEL　03－3475－1601

写

２３消安第３４２６号
平成２３年１０月２０日

社団法人　日本獣医師会　会長　殿

農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課長

獣医師法第１６条の２第１項の規定に基づき農林水産大臣の指定する診療施設を指定する件（告示）の一部改正について（通知）

このことについて、獣医師法（昭和２４年法律第１８６号）第１６条の２第１項の規定に基づく農林水産大臣の指定する診療施設の指定が別記のとおり改正され、別添のとおり告示の一部が改正されましたのでお知らせするとともに、貴会会員への周知方よろしくお願いいたします。

社団法人日本獣医師会
受付
23.10.20
第516号

（別記）

獣医師法（昭和二十四年法律第百八十六号）第十六条の二第一項の規定に基づき農林水産大臣の指定する診療施設を指定する件（平成十八年四月三日農林水産省告示第五百二十六号）の一部を改正する告示案新旧対照条文

（傍線の部分は改正部分）

改正案

一　臨床研修を行う診療施設

診療施設名	所在地
（略）	（略）
日本動物高度医療センター	神奈川県川崎市
（削る）	（削る）
（略）	（略）

二　共同して臨床研修を行う診療施設

臨床研修診療施設群名	診療施設名	所在地
北海道農業共済組合連合会研修所臨床研修診療施設群	（略）	（略）
	オホーツク農業共済組合北見家畜診療所	北海道北見市
	（略）	（略）
	オホーツク農業共済組合紋別家畜診療所	北海道紋別市
	（略）	（略）
	（削る）	（削る）
	後志農業共済組合家畜診療所	北海道虻田郡倶知安町

現行

一　臨床研修を行う診療施設

診療施設名	所在地
（略）	（略）
日本動物高度医療センター	神奈川県川崎市
島根県農業共済組合連合会出雲家畜診療所	島根県出雲市
（略）	（略）

二　共同して臨床研修を行う診療施設

臨床研修診療施設群名	診療施設名	所在地
北海道農業共済組合連合会研修所臨床研修診療施設群	（略）	（略）
	北見地区農業共済組合家畜診療所	北海道北見市
	（略）	（略）
	オホーツク中央農業共済組合紋別事業所紋別家畜診療所	北海道紋別市
	（略）	（略）
	後志農業共済組合南部家畜診療所	北海道寿都郡黒松内町
	後志農業共済組合羊蹄山麓家畜診療所	

改正案		現行	
（削る）	（削る）	後志農業共済組合北部家畜診療所	北海道虻田郡倶知安町
（略）	（略）	（略）	（略）
宗谷地区農業共済組合南部家畜診療所	北海道枝幸郡枝幸町	宗谷地区農業共済組合南部家畜診療所	北海道積丹郡積丹町
（略）	（略）	（略）	（略）
オホーツク農業共済組合女満別家畜診療所	北海道網走郡大空町	斜網地区農業共済組合中央家畜診療所	北海道枝幸郡歌登町
オホーツク農業共済組合小清水家畜診療所	北海道斜里郡小清水町	斜網地区農業共済組合東部家畜診療所	北海道網走郡大空町
オホーツク農業共済組合佐呂間家畜診療所	北海道常呂郡佐呂間町	遠軽地区農業共済組合東部家畜診療所	北海道斜里郡小清水町
オホーツク農業共済組合遠軽家畜診療所	北海道紋別郡遠軽町	遠軽地区農業共済組合西部家畜診療所	北海道常呂郡佐呂間町
オホーツク農業共済組合湧別家畜診療所	北海道紋別郡湧別町	遠軽地区農業共済組合中央家畜診療所	北海道紋別郡遠軽町
オホーツク農業共済組合興部家畜診療所	北海道紋別郡興部町	オホーツク中央農業共済組合興部事業所興部家畜診療所	北海道紋別郡湧別町
オホーツク農業共済組合雄武家畜診療所	北海道紋別郡雄武町	オホーツク中央農業共済組合雄武事業所雄武家畜診療所	北海道紋別郡興部町
（略）	（略）	（略）	北海道紋別郡雄武町
			（略）

改正案	日高地区農業共済組合西部支所西部家畜診療所 日高地区農業共済組合中部支所中部家畜診療所 （略） 日高地区農業共済組合東部支所東部家畜診療所 （略） 山形県農業共済組合連合会家畜診療研修所臨床研修診療施設群 （略） 動物臨床医学研究所グループ 島根県農業共済組合連合会出雲家畜診療所臨床研修診療施設群	北海道沙流郡日高町 北海道新冠郡新冠町 （略） 北海道浦河郡浦河町 （略） （略） 山形県酒田市 （略） （略） （略） 京都府舞鶴市 （略） 島根県出雲市 島根県松江市 島根県大田市
現行	日高地区農業共済組合西部家畜診療所 日高地区農業共済組合中部家畜診療所 （略） 日高地区農業共済組合東部家畜診療所 （略） 山形県農業共済組合連合会家畜診療研修所臨床研修診療施設群 （略） 動物臨床医学研究所グループ	北海道沙流郡日高町 北海道新冠郡新冠町 （略） 北海道浦河郡浦河町 （略） （略） 山形県鶴岡市 （略） （略） （略） 京都府宮津市 （略）

改正案	岡山県農業共済組合連合会北部基幹家畜診療所臨床研修診療施設群	岡山県農業共済組合連合会北部基幹家畜診療所（基幹診療施設）	岡山県津山市
		岡山県農業共済組合連合会南部家畜診療所	岡山県岡山市
		岡山県農業共済組合連合会生産獣医療支援センター	岡山県岡山市
		岡山県農業共済組合連合会西部家畜診療所	岡山県高梁市
		岡山県農業共済組合連合会真庭家畜診療所	岡山県真庭市
		（削る）	（削る）
	広島県農業共済組合連合会東広島家畜診療所臨床研修診療施設群	広島県農業共済組合連合会東広島家畜診療所（基幹診療施設）	広島県東広島市
		広島県農業共済組合連合会府中家畜診療所	広島県府中市
		広島県農業共済組合連合会庄原家畜診療所	広島県庄原市
		広島県農業共済組合連合会山県家畜診療所	広島県山県郡北広島町
	（略）	（略）	（略）

現行	岡山県農業共済組合連合会津山家畜診療所臨床研修診療施設群	岡山県農業共済組合連合会津山家畜診療所（基幹診療施設）	岡山県津山市
		岡山県農業共済組合連合会岡山南部家畜診療所	岡山県岡山市
		岡山県農業共済組合連合会岡山西部家畜診療所	岡山県高梁市
		岡山県農業共済組合連合会真庭家畜診療所	岡山県真庭市
		岡山県農業共済組合連合会勝英家畜診療所	岡山県美作市
		岡山県農業共済組合連合会岡山中部家畜診療所	岡山県御津郡建部町
	広島県農業共済組合連合会南部家畜診療所臨床研修診療施設群	広島県農業共済組合連合会南部家畜診療所（基幹診療施設）	広島県東広島市
		広島県農業共済組合連合会東部家畜診療所	広島県府中市
		広島県農業共済組合連合会北部家畜診療所	広島県庄原市
		広島県農業共済組合連合会西部家畜診療所	広島県山県郡北広島町
	（略）	（略）	（略）

（別添）

○農林水産省告示第２０６６号

獣医師法（昭和二十四年法律第百八十六号）第十六条の二第一項の規定に基づき、平成十八年四月三日農林水産省告示第五百二十六号（獣医師法第十六条の二第一項の規定に基づき農林水産大臣の指定する診療施設を指定する件）の一部を次のように改正する。

平成二十三年十月二十日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一の表島根県農業共済組合連合会出雲家畜診療所の項を削る。

二の表北海道農業共済組合連合会研修所臨床研修診療施設群の項診療施設名の欄中「北見地区農業共済組合家畜診療所」を「オホーツク農業共済組合北見家畜診療所」に、「オホーツク中央農業共済組合紋別事業所紋別家畜診療所」を「オホーツク農業共済組合紋別家畜診療所」に改め、同項中

「	
道南農業共済組合北部家畜診療センター	北海道久遠郡せたな町
後志農業共済組合南部家畜診療所	北海道寿都郡黒松内町
後志農業共済組合羊蹄山麓家畜診療所	北海道虻田郡倶知安町
	を

後志農業共済組合北部家畜診療所	北海道積丹郡積丹町
道南農業共済組合北部家畜診療センター	北海道久遠郡せたな町
後志農業共済組合家畜診療所	北海道虻田郡倶知安町

に改め、同項所在地の欄中「北海道枝幸郡歌登町」を「北海道枝幸郡枝幸町」に改め、同項診療施設名の欄中

斜網地区農業共済組合東部家畜診療所	オホーツク農業共済組合女満別家畜診療所
遠軽地区農業共済組合東部家畜診療所	オホーツク農業共済組合小清水家畜診療所
遠軽地区農業共済組合西部家畜診療所	オホーツク農業共済組合佐呂間家畜診療所
遠軽地区農業共済組合中央家畜診療所	オホーツク農業共済組合遠軽家畜診療所
オホーツク中央農業共済組合興部事業所興部家畜診療所	オホーツク農業共済組合湧別家畜診療所
オホーツク中央農業共済組合雄武事業所雄武家畜診療所	オホーツク農業共済組合興部家畜診療所

を

に、「日高地区農業共済組合西部家畜診療所　日高地区農業共済組合中部家畜診療所」を「日高地区農業共済組合西部支所西部家畜診療所　日高地区農業共済組合中部支所中部家畜診療所」に、「日高地区農業共済組合東部家畜診療所」を「日高地区農業共済組合東部支所東部家畜診療所」に改め、同表山

形県農業共済組合連合会家畜診療研修所臨床研修診療施設群の項所在地の欄中「山形県鶴岡市」を「山形県酒田市」に改め、同表動物臨床医学研究所グループの項所在地の欄中「京都府宮津市」を「京都府舞鶴市」に改め、同表中

「

岡山県農業共済組合連合会津山家畜診療所臨床研修診療施設群	岡山県農業共済組合連合会津山家畜診療所（基幹診療施設）	岡山県津山市	
	岡山県農業共済組合連合会岡山南部家畜診療所	岡山県岡山市	
	岡山県農業共済組合連合会岡山西部家畜診療所	岡山県高梁市	
	岡山県農業共済組合連合会真庭家畜診療所	岡山県真庭市	
	岡山県農業共済組合連合会勝英家畜診療所	岡山県美作市	
	岡山県農業共済組合連合会岡山中部家畜診療所	岡山県御津郡建部町	
広島県農業共済組合連合会南部家畜診療所臨床研修診療施設群	広島県農業共済組合連合会南部家畜診療所（基幹診療施設）	広島県東広島市	
	広島県農業共済組合連合会東部家畜診療所	広島県府中市	

を

「

療施設群	広島県農業共済組合連合会北部家畜診療所	広島県庄原市	
	広島県農業共済組合連合会西部家畜診療所	広島県山県郡北広島町	

」

島根県農業共済組合連合会出雲家畜診療所（基幹診療施設）	島根県農業共済組合連合会出雲家畜診療所	島根県出雲市	
診療所臨床研修診療施設群	島根県農業共済組合連合会東部家畜診療所	島根県松江市	
	島根県農業共済組合連合会石見家畜診療所	島根県大田市	
岡山県農業共済組合連合会北部基幹家畜診療所（基幹診療施設）	岡山県農業共済組合連合会北部基幹家畜診療所	岡山県津山市	
家畜診療所臨床研修診療施設群	岡山県農業共済組合連合会南部家畜診療所	岡山県岡山市	
	岡山県農業共済組合連合会生産獣医療支援センター	岡山県岡山市	
	岡山県農業共済組合連合会西部家畜診療所	岡山県高梁市	
	岡山県農業共済組合連合会真庭家畜診療所	岡山県真庭市	
広島県農業共済組合連合会東広島家畜診療所（基幹	広島県農業共済組合連合会東広島家畜診療所	広島県東広島市	

に

合連合会東広島家畜診療所臨床研修診療施設群	診療施設） 広島県農業共済組合連合会府中家畜診療所 広島県農業共済組合連合会庄原家畜診療所 広島県農業共済組合連合会山県家畜診療所	広島県府中市 広島県庄原市 広島県山県郡北広島町

」

改める。